

今回の新運賃・料金制度の移行に伴い、 お客様より多くいただいた質問をまとめました。

Q1 今回、運賃・料金はなぜ変わったのですか？

- A. 23年間貸切バスの基準となる運賃は変わっていませんでしたが、適正運賃の收受を守らなかった場合であっても厳しい処分にはなりませんでしたが。その為、安全対策の費用等が削減され価格競争が激化してしまいました。今回の新運賃・料金の設定は有識者会議で議論され、安全運行にかかるコストなどを含めた制度に貸切バス全事業者が移行することとなりました。

Q2 新しい運賃制度はどこが変わったのですか？

- A. 運賃料金の算出をわかりやすい計算方法に変わりました。
今まで「時間・キロ選択制運賃」・「時間制運賃」・「キロ制運賃」・「行先別運賃」を採用していました。また、お客様が乗り降りする場所までバスを移動させる「回送料金」、お客様を待っている「待機料金」は別に計算されていました。
計算に時間がかかり複雑で実用的ではない算出方法でした。
今回の制度移行に伴い「時間・キロ併用運賃」に一本化をし、回送・待機料金を含んでの算出計算となりました。
※高速代・駐車代・ガイド代・乗務員宿泊代などは今まで通り別途代金となります。

Q3 今回の新たな運賃・料金は全国の貸切バス会社が適用するのですか？

- A. 営業ナンバーの許認可を受けているすべての貸切バス事業者が新運賃・料金制度に移行します。但しバス事業者の管轄する運輸局ごとに若干の運賃・料金設定額の前後があります。

Q4 新運賃の届け出をしなかったり安い又は高い運賃で 運行した場合、何らかの罰則はありますか？

- A. 厳しい処分があります。

バス会社・・・行政処分(一定期間対象のバスの運行が出来ません。初違反1台20日停止等)
旅行会社・・・関与が疑われる場合、立入検査等旅行業法に基づく対応。
自治体等・・・下限割れ運賃に基づく落札を行い違反事実が分かった場合、入札制度の改善を求める技術的指導を国土交通省が行う。

Q5 旧制度で契約した運賃はどうなるの？

- A. 経過措置として届出をした実施予定日までに、運送契約をした場合は旧制度の運賃・料金の適用ができる場合があります。(自動更新や複数年契約等は該当しません。)

Q6 各種割引は廃止されるのでしょうか？また値引きの交渉や相談等は一切できませんか？

- A. 従来の学生割引等は存続しますが、運賃計算上は下限額が割引の限度となります。
値引きの交渉も相談も可能です。利用のお客様にできる限りのご提案をさせていただきます。
(但し下限額を下回らない範囲でのご案内となります。ご理解の程お願い致します。)

※弊社では運送契約時の走行キロ・走行時間と実際の運行後に大幅な乖離がないよう、距離自動計算システムを活用をして、運行管理・旅行業務取扱管理の有資格者が計算又は確認を行います。新運賃料金制度の不明な点及び見積りはお気軽に担当スタッフにお尋ねくださいませ。